

戸籍謄抄本等郵便交付請求書

(請求先)

東広島

市区町村長 様

令和 〇年 〇月 〇日

【記入例】附票の本人請求

本 籍		東広島市西条栄町8番	
ふりがな		ひがしひろしま たろう	
筆 頭 者 <small>(戸籍証明の最初に書いてある人)</small>		東広島 太郎 明・大・昭(平)・令 25年 5月 5日生	
必要な書類および通数			
区 分	全部事項証明 (謄本)	個人事項証明 (抄本)	東広島市の手数料 (1通)
戸 籍	通	通	450円
戸籍の附票		通 1 通	300円
身分証明書		—	通 300円
その他証明		()	通 —
<p>戸籍の附票の追加項目: 証明書に追加項目の掲載が必要な場合は、それぞれの項目にチェック☑を記入してください。 「以下の追加項目はすべて省略」にチェック☑がある場合、又は、追加項目欄の記入がない場合は、追加項目を省略した証明書を発行します。</p>			
追加項目		<input checked="" type="checkbox"/> 以下の追加項目はすべて省略 <input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者 <input type="checkbox"/> 在外選挙人登録情報 <small>必要な場合はチェック☑</small>	
<p>個人事項証明・抄本・身分証明書・附票の一部のときは、証明が必要な人の氏名を記入してください。</p> <p>④ 証明が必要な人の氏名 ふりがな ひがしひろしま はなこ 東広島 花子 明・大・昭(平)・令 3年 4月 5日生</p> <p>相続の場合は記入してください。 ()の死亡に伴う手続きで、</p> <p><input type="checkbox"/> 死亡の記載がある戸籍証明が ()通必要</p> <p><input type="checkbox"/> 死亡した人の出生から死亡するまでの戸籍証明が各()通必要</p> <p><input type="checkbox"/> 死亡した人の()から()までの戸籍証明が各()通必要</p> <p><input type="checkbox"/> ()と()の関係が分かる戸籍証明が()通必要</p> <p>2週間以内に戸籍の届出をした方は、記入してください。 年 月 日に ()届を ()市区町村に提出</p>			
使用目的など ※具体的に記入してください。			
<p>車の登録手続き (提出先: ●●運輸局)</p> <p>※戸籍の附票で住所履歴が必要な場合: (東広島市西条町)から(東京都●●区△△)までの住所が確認できるもの (本人、配偶者、直系親族以外の方が第三者請求として戸籍の附票を請求する場合、次の署名欄に署名してください。)</p> <p>● 交付請求書に記載の使用目的以外の目的には使用しないことを誓約します。 請求者署名:</p>			
⑥請求者			
住所	〒100-xxxx 東京都●●区△△一丁目1番1号	昼間連絡が取れる電話番号 ※必ずご記入ください。 (090) xxxx - xxxx	
氏名	ふりがな ひがしひろしま はなこ 東広島 花子	証明が必要な人(あるいは筆頭者)との続柄 <input checked="" type="checkbox"/> 本人、 <input type="checkbox"/> 夫、 <input type="checkbox"/> 妻、 <input type="checkbox"/> 父母、 <input type="checkbox"/> 祖父母、 <input type="checkbox"/> 子、 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他()	
同封するもの	① この請求書	手数料(定額小為替、普通為替または現金書留)	合計額 300 円
	④ 請求者の本人確認書類	個人番号カード(マイナンバーカード)・運転免許証・住所が自書でない健康保険証等のいづれか1点のコピーを同封してください(有効期限内のものに限ります)。	請求者の住所氏名を記入した返信用封筒(切手を貼ってください)
			切手の合計額 84 円
			「④必要な人」と「⑥請求者」との続柄が確認できる戸籍のコピー等(請求先の自治体で確認できる場合は不要)

- 上記①+②+③+④(+⑤)を同封の上、郵送してください。
- 本人、配偶者、直系親族以外の方が代理で請求する場合は、前記①～④(⑤)のほか委任状が必要です。
- 請求内容及び同封物に不備があると証明書を返送できないことがあります。
- 手数料は、証明を請求する市区町村役場の金額を調べ、郵便局で定額小為替あるいは普通為替(発行から6か月以内のもの)を購入し、郵送するか、現金書留で郵送してください(切手や収入印紙での手数料の支払いはできません)。
- 請求いただいた証明書は、請求者の住民登録地又は④本人確認書類に記載の住所に返送します。
- 除籍・改製原戸籍を請求される場合、先に取得済みの戸籍証明等、参考となる資料があればコピーを添付してください。
- この請求書、同封いただいた④本人確認書類のコピーや⑤参考資料は、今回の郵便交付請求事務以外には使用しません。また、一定の保存期間経過後は焼却(または破砕)処分とします。
- 偽りその他不正な手段により証明書の交付を受けたときは、過料に処せられます。